

島根県国民保護計画 新旧対照表

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P4 第1編第2章 (7)	国民保護措置に関する基本方針	(以下「 <u>要配慮者</u> 」という。*1)	(以下、 <u>要配慮者</u> *1)	文言修正
P9 第1編第3章	【指定地方公共機関及び指定地方公共機関】	<u>郵便業務を営む者</u>	<u>日本郵政株式会社</u>	文言修正
P9 第1編第3章	【指定地方公共機関及び指定地方公共機関】	【 <u>河川</u> 、道路、港湾、空港の管理者】 1 <u>河川</u> 、道路、港湾及び空港の管理	【 <u>河川管理施設</u> 、道路、港湾、空港の管理者】 1 <u>河川管理施設</u> 、道路、港湾及び空港の管理	文言修正
P11 第1編第4章 (2)	気候	平成 <u>29</u> 年の【月別平均気温(平年値)】、【月別平均降水量(平年値)】のグラフ	平成 <u>27</u> 年の【月別平均気温(平年値)】、【月別平均降水量(平年値)】のグラフ	時点修正
P12 第1編第4章 (3)	人口	平成 <u>30</u> 年10月1日現在の県推計人口は <u>679,626</u> 人で、昭和61年以降連続して減少し続けており、山間部の町村でその傾向が顕著である。 65歳以上人口は、15歳未満人口を大きく上回る <u>227,738</u> 人で、その割合は <u>33.9%</u> と全国有数の高齢化の進んだ県である。(全国平均は26.6%、平成27年国勢調査(平成27年10月1日現在)による)。	平成 <u>28</u> 年10月1日現在の県推計人口は <u>689,817</u> 人で、昭和61年以降連続して減少し続けており、山間部の町村でその傾向が顕著である。 65歳以上人口は、15歳未満人口を大きく上回る <u>225,394</u> 人で、その割合は <u>33.1%</u> と全国有数の高齢化の進んだ県である。(全国平均は26.6%、平成27年国勢調査(平成27年10月1日現在)による)。	時点修正
P12 第1編第4章 (3)	人口	平成 <u>30</u> 年の【人口の推移】、【市町村・年齢別人口割合】のグラフ	平成 <u>28</u> 年の【人口の推移】、【市町村・年齢別人口割合】のグラフ	時点修正
P13 第1編第4章 (4)	道路	県内の道路網は、高速自動車国道4路線130.2km、一般国道13路線 <u>953.5km</u> 、県道236路線 <u>2,499.1km</u> 及び市町村道 <u>34,961</u> 路線 <u>14,714.5km</u> の <u>18,297km</u> に及ぶ。(平成 <u>28</u> 年4月1日現在 ただし高速分は平成 <u>29</u> 年4月1日現在)	県内の道路網は、高速自動車国道4路線130.2km、一般国道13路線 <u>958.3km</u> 、県道236路線 <u>2,501.6km</u> 及び市町村道 <u>34,917</u> 路線 <u>14,699.0km</u> の <u>18,289km</u> に及ぶ。(平成 <u>27</u> 年4月1日現在 ただし高速分は平成 <u>28</u> 年4月1日現在)	時点修正

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P13 第1編第4章 (4)	道路	浜田三隅道路(延長14.5km)	浜田三隅道路(延長8.1km)	時点修正
P13 第1編第4章 (4)	道路			時点修正
P14 第1編第4章 (5)ア	鉄道	<p>県内の鉄道路線は、JR山陰本線が東西に貫き、支線として山口線が山口方面に、木次線が広島方面にそれぞれ繋がっている。 [鉄道路線図]</p> 	<p>県内の鉄道路線は、JR山陰本線が東西に貫き、支線として山口線が山口方面に、<b>三江線</b>・木次線が広島方面にそれぞれ繋がっている。 [鉄道路線図]</p> 	三江線の廃止に伴う変更
P14 第1編第4章 (5)イ	港湾、漁港、空港	<p>[航空路線図]</p> 	<p>[航空路線図]</p> 	新規路線開設に伴う変更

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P16 第1編第4章 (6)	原子力発電所、 火力発電所	1号機(電気出力46万kW)は昭和49年、2号機(電気出力82万kW)は平成元年にそれぞれ営業運転を開始(1号機は平成27年4月30日に営業運転を終了、平成29年4月19日に廃止措置計画認可)し、さらに同敷地内に、3号機(電気出力137万3千kW)が建設中である。	1号機(電気出力46万kW)は昭和49年、2号機(電気出力82万kW)は平成元年にそれぞれ営業運転を開始(1号機は平成27年4月30日に営業運転を終了)し、さらに同敷地内に、3号機(電気出力137万3千kW)が建設中である。	施設の現況を踏まえた修正
P21 第2編第1章 第1節1	【県の各部局における業務】	政策企画局 【武力攻撃事態等への対処】 ・本部長及び副本部長の秘書に関すること(秘書課) (削除)  総務部 【武力攻撃事態等への対処】 ・職員の動員等に関すること(人事課) ～ ・応急仮設住宅の建設及び国民保護活動の拠点となる建築物の復旧に関すること 広報部 【武力攻撃事態等への対処】 ・国民保護対策本部等における広報体制の整備に関すること(広報室)	政策企画局 【武力攻撃事態等への対処】 ・本部長及び副本部長の秘書に関すること(秘書課) ・国民保護対策本部等における広報体制の整備に関すること(広聴広報課) 総務部 【武力攻撃事態等への対処】 ・職員の動員等に関すること(人事課) ～ ・応急仮設住宅の建設及び国民保護活動の拠点となる建築物の復旧に関すること (新設)	機構改革による広報部の設置による
P22 第2編第1章 第1節1	【県の各部局における業務】	防災部 ・NBC攻撃に係る原因物質(放射性物質に限る)の調査への協力に関すること(原子力安全対策課)	防災部 ・NBC攻撃に係る原因物質の調査への協力に関すること(原子力安全対策課)	業務の明確化

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P24 第2編第1章 第1節1	【県の各部局における業務】	<p>県警本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警備本部の設置、運営に関すること(警備課)</li> <li>・情報の収集、分析、検討に関すること(公安課)</li> <li>・被災者の捜索、救出及び死体の収容に関すること(警備課)</li> <li>・立入制限区域の指定、警戒区域の設定に関すること(警備課・交通規制課)</li> <li>・放射性物質等による汚染の拡大の防止に関すること(警備課・交通規制課)</li> <li>・住民等の避難誘導に関すること(警備課・地域課)</li> <li>・特殊標章等(赤十字標章等を除く)の交付及び管理に関すること(警備課)</li> </ul>	<p>県警本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警備本部の設置、運営に関すること(警備第二課)</li> <li>・情報の収集、分析、検討に関すること(警備第一課)</li> <li>・被災者の捜索、救出及び死体の収容に関すること(警備第二課)</li> <li>・立入制限区域の指定、警戒区域の設定に関すること(警備第二課・交通規制課)</li> <li>・放射性物質等による汚染の拡大の防止に関すること(警備第二課・交通規制課)</li> <li>・住民等の避難誘導に関すること(警備第二課・地域課)</li> <li>・特殊標章等(赤十字標章等を除く)の交付及び管理に関すること(警備第二課)</li> </ul>	組織改編に伴う変更
P27 第2編第1章 第1節3(1)	国民の権利利益の迅速な救済	<p>手続項目 車両等の破損措置に関すること。 担当課 県警交通規制課</p>	<p>手続項目 車両等の破損措置に関すること。 担当課 県警警備第二課</p>	島根県地域防災計画(震災編)と整合のため
P30 第2編第1章 第2節3(2)	相互応援協定の締結等	「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」(平成24年3月31日締結)、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」(平成24年3月31日締結)、「 <u>関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定</u> 」(平成29年6月5日締結)及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(平成24年5月18日締結)に基づき、	「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」(平成24年3月31日締結)、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」(平成24年3月31日締結)及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(平成24年5月18日締結)に基づき、	項目追加
P30 第2編第1章 第2節3(3)	警察災害派遣隊の充実・強化	(3) <u>島根県警察災害派遣隊</u> の充実・強化 県警察は、広域的な派遣体制を確保するため、警察庁等と連携して、即応部隊及び一般部隊から構成される <u>島根県警察災害派遣隊(以下「県警察災害派遣隊」という。)</u> が直ちに出勤できるよう、...	(3) <u>警察災害派遣隊</u> の充実・強化 県警察は、広域的な派遣体制を確保するため、警察庁等と連携して、即応部隊及び一般部隊から構成される <u>警察災害派遣隊</u> が直ちに出勤できるよう、...	島根県警察災害派遣隊と他都道府県災害派遣隊の区別をするため。

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P33 第2編第1章 第3節1(1)	防災行政無線・衛星通信ネットワークの活用	(1)防災行政無線・ <b>地域</b> 衛星通信ネットワークの活用 県は、武力攻撃事態等において、県と市町村間の情報通信手段として主に防災行政無線・ <b>地域</b> 衛星通信ネットワークを活用することから	(1)防災行政無線・衛星通信ネットワークの活用 県は、武力攻撃事態等において、県と市町村間の情報通信手段として主に防災行政無線・衛星通信ネットワークを活用することから	文言修正
P33 第2編第1章 第3節1(3)ア	施設・設備面	(エ)被災現場の状況をヘリコプターテレビ映像 <b>電</b> 送システム等により	(エ)被災現場の状況をヘリコプターテレビ映像 <b>伝</b> 送システム等により	文言修正
P35 第2編第1章 第4節1(1)	情報収集・提供等の体制整備	県は、武力攻撃等の状況、国民保護装置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、防災行政無線、衛星携帯電話、 <b>地域</b> 衛星通信ネットワーク、 <b>電子メール</b> 、 <b>緊急速報メール</b> 、 <b>SNS</b> 、 <b>総合防災情報システム</b> 等の通信手段を活用して、関係機関及び住民に対しこれらの情報提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。 また、県は県防災ヘリコプターテレビ映像 <b>電</b> 送システムを活用して	県は、武力攻撃等の状況、国民保護装置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、防災行政無線、衛星携帯電話、衛星通信、 <b>インターネットメール</b> 、 <b>携帯端末のメール機能</b> 等の通信手段を活用して、関係機関及び住民に対しこれらの情報提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。 また、県は県防災ヘリコプターテレビ映像 <b>伝</b> 送システムを活用して	項目整理
P43 第2編第1章 第5節2(1)	県における訓練の実施	県は、区域内の市町村とともに、国、隣接県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等との連携 <b>による</b> 、 <b>NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練</b> 、 <b>広域にわたる避難訓練</b> 、 <b>地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について</b> 、 <b>人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</b>	県は、区域内の市町村とともに、国、隣接県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等との連携 <b>を図る。</b>	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更
P48 第2編第2章 5(2)	避難施設の指定にあたっての留意事項	イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物 <b>や地下施設</b> を指定するよう配慮する。	イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P49 第2編第2章 5(2)	避難施設の指定にあたっての留意事項	ウ <u>事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、</u> 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。	ウ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更
P50 第2編第2章 6(1)	避難実施要領の 패턴の作成	(以下「 <u>避難行動要支援者</u> 」 <u>という</u> 。*1)	(以下、 <u>避難行動要支援者</u> *1)	文言修正
P58 第3編第1章 1(1)ア	【県危機管理連絡会議の構成】	構成員： 政策企画監、 <u>広報室長</u> 、総務課長、消防総務課長、地域政策課長、環境生活総務課長、健康福祉総務課長、農林水産総務課長、商工政策課長、土木総務課長、出納局会計課長、企業局総務課長、病院局県立病院課長、教育庁総務課長、 <u>警備課長</u> 、防災危機管理課長、関係課長	構成員： 政策企画監、 <u>広聴広報課長</u> 、総務課長、消防総務課長、地域政策課長、環境生活総務課長、健康福祉総務課長、農林水産総務課長、商工政策課長、土木総務課長、出納局会計課長、企業局総務課長、病院局県立病院課長、教育庁総務課長、 <u>警備第二課長</u> 、防災危機管理課長、関係課長	組織改編に伴う変更
P59 第3編第1章 1(2)ア	【県危機管理対策本部の構成】	本部員： 政策企画局長、総務部長、 <u>広報部長</u> 、防災部長、	本部員： 政策企画局長、総務部長、防災部長、	機構改革による広報部の設置による
P62 第3編第2章 1(1)ウ	県対策本部員及び県対策本部職員 の参集	県対策本部担当者は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、 <u>電話、FAX、電子メール等</u> を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。	県対策本部担当者は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、 <u>一斉参集システム等の連絡網</u> を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。	文言修正
P62 第3編第2章 1(1)エ	県対策本部の開設	県対策本部担当者は、 <u>災害対策本部室(本庁舎6階)</u> に県対策本部を開設するとともに、	県対策本部担当者は、 <u>県防災センターまたは県庁講堂等</u> に県対策本部を開設するとともに、	災害対策本部室の設置による

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P63 第3編第2章 1(3)ア	県対策本部の組織構成及び各組織の機能	各部局 政策企画局 総務部 <u>広報部</u> 地域振興部	各部局 政策企画局 総務部 <u>(新設)</u> 地域振興部	機構改革による広報部の設置による
P64 第3編第2章 1(3)ウ	県対策本部長の補佐機能の編成	通信班 ヘリコプターテレビ <u>重</u> 送システム等	通信班 ヘリコプターテレビ <u>伝</u> 送システム等	文言修正
P64 第3編第2章 1(4)	県対策本部規程の制定	(以下「 <u>県対策本部規程</u> 」という。)	(以下「 <u>県対策本部規程</u> 」という。)	文言修正
P67 第3編第2章 2(1)イ	整備・確保する情報通信手段	<u>・中央防災無線(内閣府と県相互を結ぶ通信網)</u> <u>・国土交通省専用線(国土交通省と県相互を結ぶ通信網)</u> <u>・総合防災情報システム(県、市町村、消防本部等を結ぶ情報共有システム)等</u>	<u>・県の防災情報関連システム 等</u>	項目整理
P71 第3編第3章 4(1)ウ	他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	ウ 応援を求める際の活動の調整や手続きについては、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「 <u>関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定</u> 」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき行う。	ウ 応援を求める際の活動の調整や手続きについては、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき行う。	項目追加
P75 第3編第4章 第1節2	市町村長の警報伝達の基準	(2) 警報の <u>内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市町村長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u>	(2) 警報の <u>伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段(防災行政無線、有線放送、オプティック通信、ケーブルテレビ、電話、携帯電話、FAX、ホームページ、メール、広報車等)に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。</u>	項目整理

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P75 第3編第4章 第1節2	市町村長の警報 伝達の基準	<del>この場合においては、</del>	この場合においては、	段落修正
P86 第3編第4章 第2節2(16)	想定される武力 攻撃事態の類型 ごとの避難にお ける留意点	このため、できるだけ、 <del>近傍</del> のコンクリート造り等の	このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更
P86 第3編第4章 第2節2(16)	想定される武力 攻撃事態の類型 ごとの避難にお ける留意点	<del>※弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国(内閣官房、消防庁等)が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。</del>	(新設)	「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更
P90 第3編第4章 第2節4(1)	警報の通知及び 伝達	関係職員の配置その他避難 住民の誘導	関係職員の配置その 他避難住民の誘導	改行修正
P92 第3編第4章 第2節5	避難所等におけ る安全確保等	避難所等の定期的な巡回等を行い	避難所等の定期的な巡回 <del>や</del> 等を行い	文言修正
P94 第3編第5章 2(2)	他の都道府県知 事に対する応援 の求め	「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、 <del>「関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」</del> 及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の定める活動の調整や手続きに基づき行う。	「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の定める活動の調整や手続きに基づき行う。	項目追加
P95 第3編第5章 2(8)	民間からの救援 物資の受入れ等	ボランティアセンター等	ボランティア <del>・</del> センター等	文言修正

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P100 第3編第6章	安否情報の収集・提供	(以下「安否情報システム」という。)	(以下「 <u>安</u> 否情報システム」という。)	文言修正
P104 第3編第7章 第1節3	生活関連等施設の安全確保	知事は、生活関連等施設が国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められるもの、 <u>又は</u> 、その安全を確保しなければ	知事は、生活関連等施設が、 <u>国民</u> 生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ	文言修正
P109 第3編第7章 第1節4(1)	危険物質等に関する措置命令	厚生労働大臣(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定による	厚生労働大臣(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条 <u>第一項</u> の規定による	文言修正
P110 第3編第7章 第2節	武力攻撃原子力災害への対処	本県には、県庁所在地である松江市の中心部から北西方向約8kmの海岸部に、中国電力(株)島根原子力発電所が立地しており、 <u>1号機(電気出力46万kW)は昭和49年、2号機(電気出力82万kW)は平成元年にそれぞれ営業運転を開始(1号機は平成27年4月30日に営業運転終了)し、さらに同敷地内に3号機(電気出力137万3千kW)が建設中である。</u>	本県には、県庁所在地である松江市の中心部から北西方向約8kmの海岸部に、中国電力(株)島根原子力発電所が立地しており、 <u>現在、沸騰水型軽水炉2基(1号機(電気出力46万kW)、2号機(電気出力82万kW))が建設されており、3号機(電気出力137万3千kW)が建設中である。</u>	記載の適正化(16ページ(6)の原子力発電所に関する記載との整合をはかった)
P110 第3編第7章 第2節1(1)	武力攻撃原子力災害への対処への基本的考え方	(以下「原子炉施設」という。)	(以下「 <u>原子</u> 炉施設」)	文言修正
P110 第3編第7章 第2節1(1)	武力攻撃原子力災害への対処への基本的考え方	(以下「エアロゾル」という。)	(以下「 <u>エア</u> ロゾル」という。)	文言修正
P113 第3編第7章 第2節3(2)	放射性物質等の放出及び放出のおそれの通報	ウ また、 <u>県モニタリング本部を設置し、又は緊急時モニタリングセンターの構成機関として、緊急時モニタリングを実施する。</u> また、緊急時の医療活動を統一かつ効果的に実施するため、原子力災害医療調整本部を設置する。	ウ また、 <u>緊急時モニタリングセンターを設置し、</u> 緊急時モニタリングを実施する。また、緊急時の医療活動を統一かつ効果的に実施するため、原子力災害医療調整本部を設置する。	記載の適正化(緊急時モニタリングセンターの設置主体は国であることによる)

変更箇所	項目名	変更後	変更前	備考
P124 第3編第7章 第4節5(1)	消防庁に関する 措置等	イ 県警察による被災者の救助等 県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に <u>県警察災害派遣隊等</u> を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害が発生した場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の援助要求及び連絡等の措置を実施する。	イ 県警察による被災者の救助等 県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に <u>島根県警察本部警備部隊等</u> を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害が発生した場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の援助要求及び連絡等の措置を実施する。	島根県警察災害派遣隊と他都道府県災害派遣隊の区別をするため。
P127 第3編第8章 (1)	被災情報の収集 及び報告	ア 県は、防災ヘリコプターのヘリコプターテレビ映像 <u>電送システム</u> 、電話、衛星携帯電話、 <u>地域衛星通信ネットワーク</u> 、 <u>総合防災情報システム</u> 、防災行政無線その他の	ア 県は、防災ヘリコプターのヘリコプターテレビ映像 <u>伝送システム</u> 、電話、衛星携帯電話、衛星通信、 <u>インターネットメール</u> 、防災行政無線その他の	項目整理
P129 第3編第9章 2(2)	廃棄物処理対策	県は、地域防災計画の定めに準じて、「 <u>災害廃棄物対策指針(改定版)</u> 」(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 <u>災害廃棄物対策室作成</u> )等を参考としつつ、次に掲げる措置を行う。	県は、地域防災計画の定めに準じて、「 <u>災害廃棄物対策指針</u> 」(平成26年3月環境省大臣官房 <u>廃棄物・リサイクル対策部作成</u> )等を参考としつつ、次に掲げる措置を行う。	災害廃棄物対策指針 改定に伴う修正
P133 第3編第10章 3(1)	県による生活基 盤等の確保	イ <u>河川</u> 、道路、港湾、漁港及び空港の管理者である県は、 <u>河川</u> 、道路、港湾、漁港及び空港を適切に管理する。	イ <u>河川管理施設</u> 、道路、港湾、漁港及び空港の管理者である県は、 <u>河川管理施設</u> 、道路、港湾、漁港及び空港を適切に管理する。	文言修正